

第3節 危険物等災害応急対策

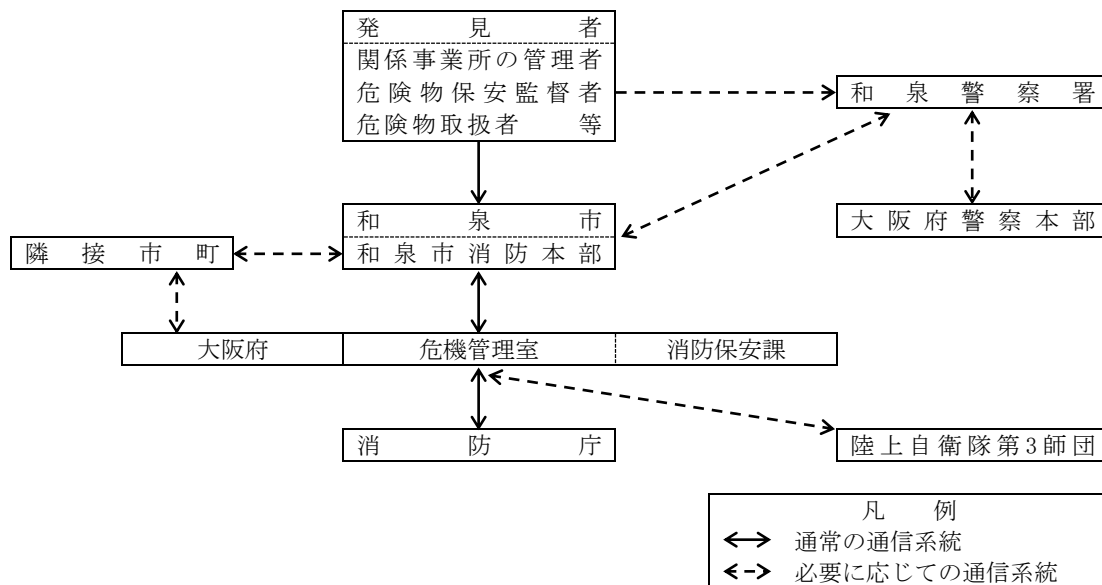
関係機関	公民協働推進室、環境保全課、健康づくり推進室、消防本部、消防団、和泉警察署
------	---------------------------------------

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



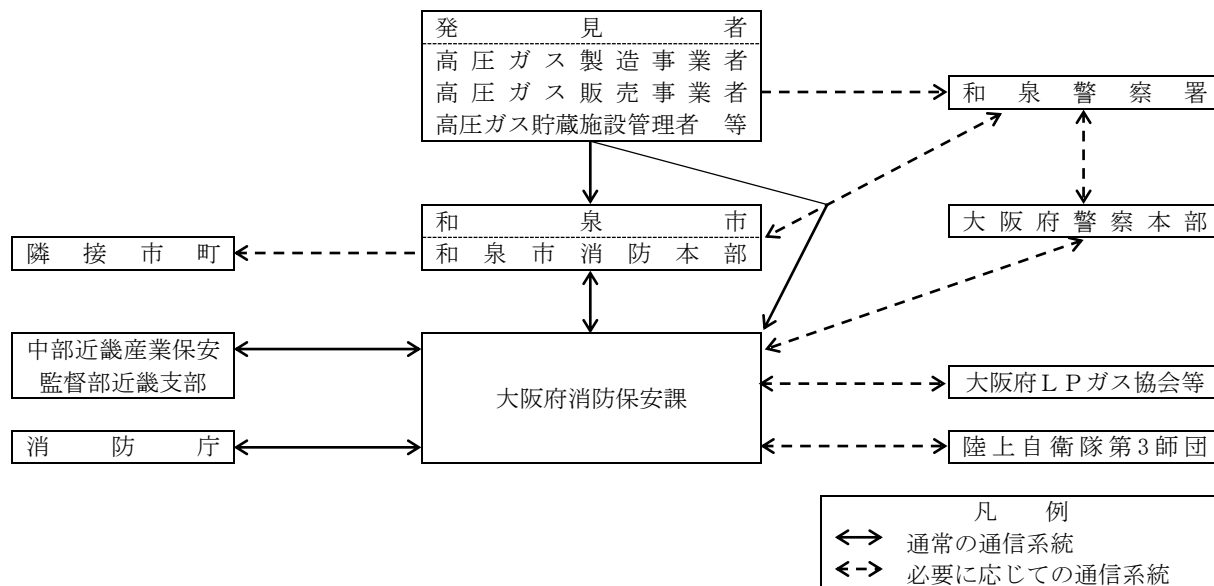
2 市の措置

- (1) 市は、和泉警察署等の関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命の安全確保及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



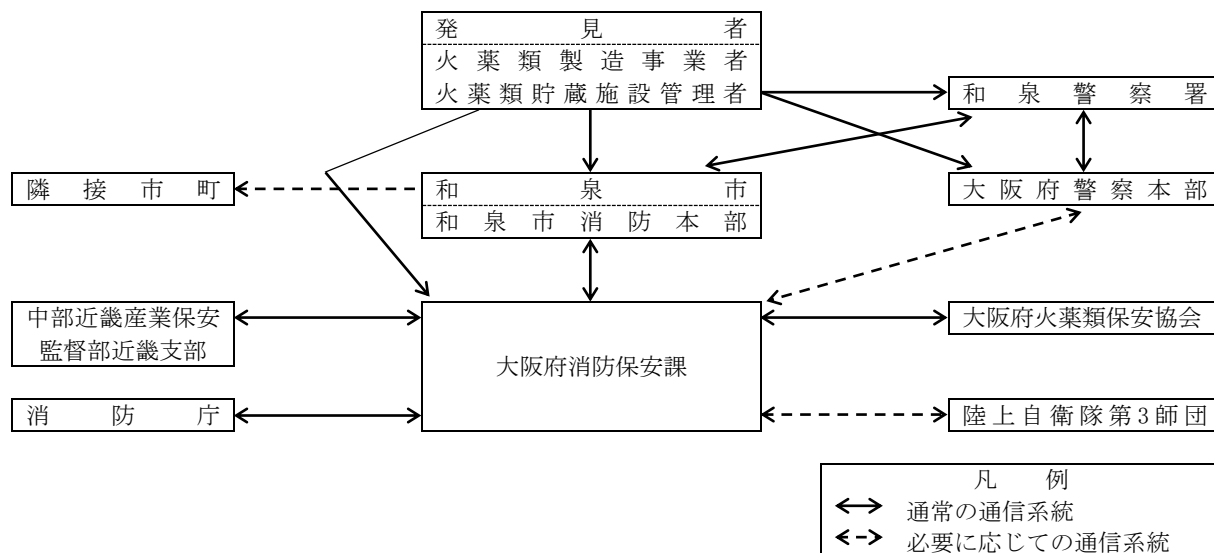
2 市の措置

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。
- (3) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第3 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



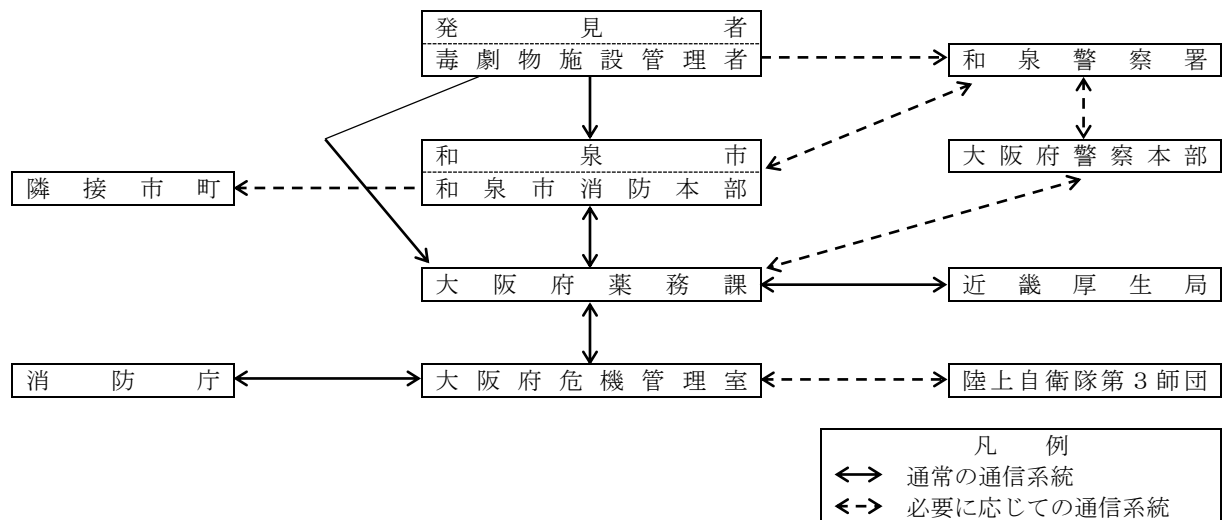
2 市の措置

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。
- (3) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第4 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



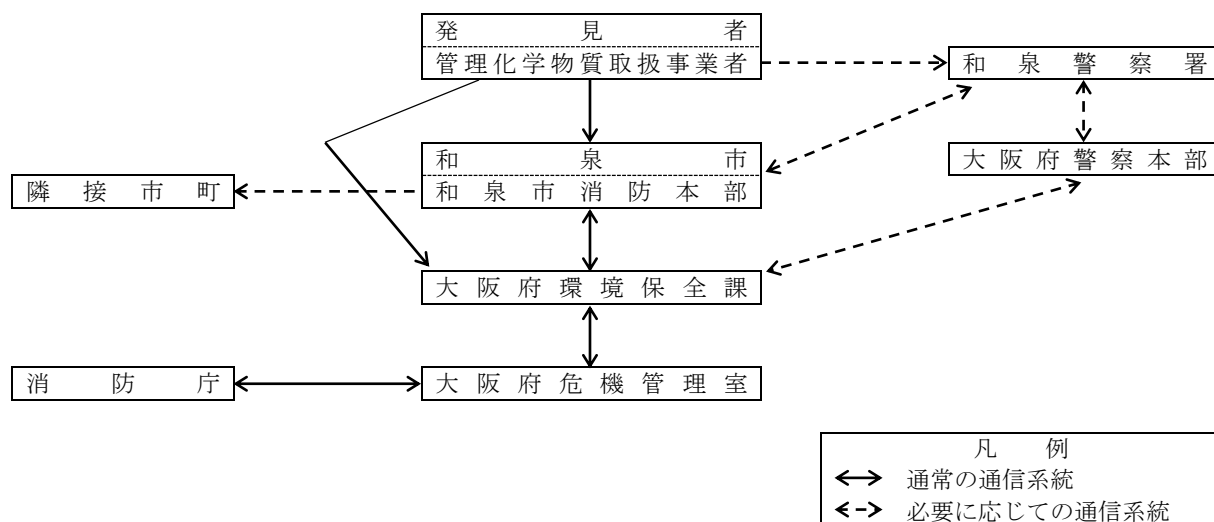
2 市の措置

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第5 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市の措置

管理化学物質等に係る災害が発生した場合は、市及び消防本部は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府の措置

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

第6 放射性同位元素に係る災害応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した場合、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講じる。

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被曝を受けた者等の救出、救護
- 4 住民等の避難
- 5 危険区域の設定と立入制限
- 6 交通規制
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置